

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

富士宮市水道部より大切なお知らせ

2019年10月1日より 指定給水装置工事事業者の 更新制度が導入されました。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されました。

●指定の有効期間が従来の「無期限」から「5年間」となります。
※令和元年9月30日までに指定を受けている工事事業者は、指定を受けた日によって、
初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)。

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	2019年9月30日～2020年9月29日(1年)
H11.4.1～H15.3.31	2019年9月30日～2021年9月29日(2年)
H15.4.1～H19.3.31	2019年9月30日～2022年9月29日(3年)
H19.4.1～H25.3.31	2019年9月30日～2023年9月29日(4年)
H25.4.1～R1.9.30	2019年9月30日～2024年9月29日(5年)

更新について、対象となる指定給水装置工事事業者あてに、
郵送にて通知をします。
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

●指定更新についての要件は水道法第25条の3
(指定の基準)を準用し、下記の確認を行います。

- ・給水装置主任技術者の選任
- ・給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ・水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

指定給水装置工事事業者の業務内容(営業時間、漏水修繕、
対応工事等)や講習会等の受講の実績も確認します。
個別に送付する対象事業者あての通知、または水道部ホーム
ページをご覧ください。

●更新申請に必要な書類等

- 指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)
- 旧事業者証
- 誓約書(様式第2)
- (法人の場合)
定款及び登記事項証明書
(個人の場合)
住民票の写し(外国人登録証明書)
- 機械器具調書(別表)
- 機械器具写真
- 給水装置工事主任技術者選任届出書
(選任や解任など、変更があった場合)
- 給水装置工事主任技術者の確認書類
(免状又は技術者証等の写し)
- 指定給水装置工事事業者指定・更新時
確認事項(別紙)
- 指定更新手数料
1件につき10,000円

◇更新申請についてのお問い合わせ

富士宮市水道部水道業務課 TEL:0544-22-1177